

(原案)

第7次安城市行政改革大綱

～持続可能で安定的な行財政運営を目指して～

計画期間： 令和4年（2022年）度
～令和8年（2026年）度

目 次

1 策定の背景

- (1) 本市における行政改革の取組状況 1
- (2) 本市を取り巻く主な社会経済情勢 3
- (3) 行政改革継続の必要性 6

2 改革の方針

- (1) 大綱の位置付け 7
- (2) 取組の全体像 8

3 改革の取組内容

- (1) 取組の視点 9
- (2) 改革の目標 9
- (3) 大綱の体系 10
- (4) 重点項目 11
- (5) 実施項目 12

4 進捗管理

- (1) 推進体制 15
- (2) 進捗管理 16
- (3) 計画期間 16

1 策定の背景

(1) 本市における行政改革の取組状況

本市では、昭和 60 年（1985 年）8 月に「安城市行政改革大綱」を策定して以降、「安全かつ良質な公共サービスが確実、効率的に実施されるよう、これまでの市役所の組織や機能、制度などを実情に応じて見直す自主的な取組」として、6 次にわたる行政改革大綱のもとで、継続的に行政改革の取組を推進し、着実に成果を上げてきました。

現行の第 6 次行政改革大綱（平成 29 年（2017 年）4 月策定）では、「適正な財政運営」「人と組織の活性化」「市民と行政の相互理解の促進」を重点目標に掲げ、市役所窓口等でのキャッシュレス決済導入や定型業務への RPA 導入をはじめとした業務の効率化、公立幼稚園・保育園の運営手法の見直しや道路・公園照明灯の LED 化をはじめとした事務事業の見直しによる歳出の最適化などに取り組みました。

<本市の行政改革大綱の策定状況>

大綱次数	策定年次	取組項目など
第 1 次 S60～62	昭和 60 年 8 月 (1985 年)	①事務事業の見直し ②組織・機構の簡素合理化 ③給与の適正化 ④定員管理の適正化 ⑤民間委託、O A 化等事務改革の推進 ⑥会館等公共施設の設置・管理運営の合理化
第 2 次 H8～13	平成 8 年 3 月 (1996 年)	①事務事業の見直し ②公共事業の見直し ③時代に即応した組織・機構の見直し ④定員管理及び給与の適正化の推進 ⑤効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進 ⑥行政の情報化の推進等による行政サービスの向上 ⑦会館等公共施設の設置及び管理運営
第 3 次 H12～17	平成 12 年 6 月 (2000 年)	①市民との協働 ②行政の透明性の確保 ③事務事業の見直し ④行政の情報化による行政サービスの向上 ⑤健全な財政運営 ⑥公共施設の適正管理 ⑦時代に即応した組織編制

第4次 H18～22	平成18年6月 (2006年)	<ul style="list-style-type: none"> ①市民が満足する行政サービスを提供します ②市民との協働のまちづくりを進めます ③効率的・効果的な財政運営に努めます ④地方の時代にふさわしい経営基盤を形成します ⑤政策形成できる人材の育成と適正な人事管理を行います ⑥電子市役所の構築を推進します ⑦行政の公平性・透明性を高め、説明責任を果たします
第5次 H23～27	平成23年6月 (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> ①市民参加と協働の推進 ②質の高い市民サービスの向上 ③行政情報の共有化 ④自立的な経営基盤の確保 ⑤コスト・成果を重視する行政経営
第6次 H29～R3	平成29年4月 (2017年)	<ul style="list-style-type: none"> ①事務事業の見直しによる歳出の最適化 ②資産の適切な管理・運用 ③自主財源の確保 ④A I・R P A等を活用した業務の効率化 ⑤人材育成の推進 ⑥組織体制の強化 ⑦多様な主体との連携・協働 ⑧透明性の向上と情報発信の推進

(2) 本市を取り巻く主な社会経済情勢

少子高齢社会の到来

本市の総人口の見通しについては、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を踏まえた本市による推計結果によると、令和12年（2030年）の19万3千人余をピークとしていますが、生産年齢人口は令和7年（2025年）をピークとしており、高齢化率は年々高まっていく見通しです。

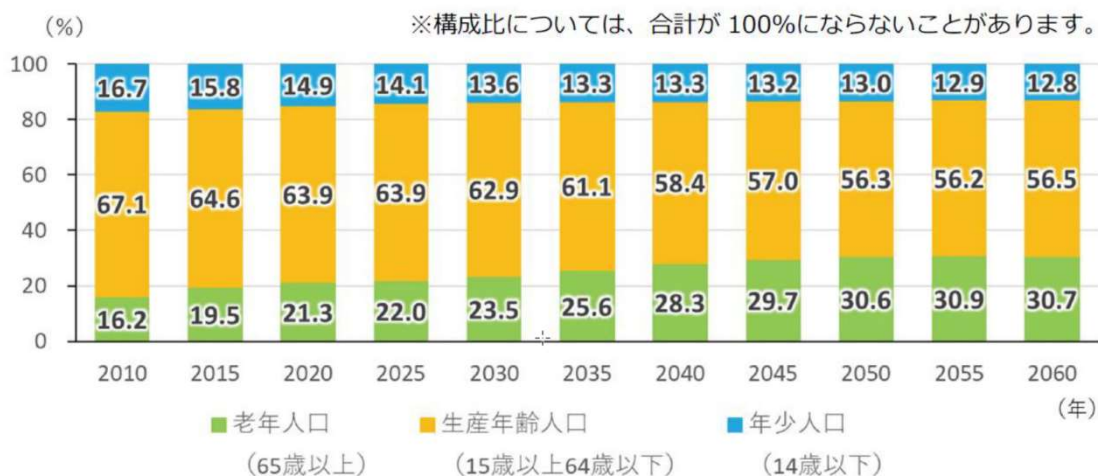
そのため、生産年齢人口の減少による労働力不足に伴い、市税収入の減少が危惧されるとともに、老年人口割合の増加に伴う社会保障関連経費の増大等が予想され、本市の行財政運営に大きな影響を与えると考えられます。

<本市の将来人口“規模”の見通し>



(出典：第2期安城市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

<本市の将来人口“構成比”の見通し>



(出典：第2期安城市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

財政状況

令和2年（2020年）度における本市の財政力指数^{*1}は1.25、経常収支比率^{*2}は79.3%となっており、健全な状況を維持していると言えます。

しかし、先述したとおり少子高齢社会の到来により、市税収入の減少や社会保障関連経費の増大が想定されるほか、本市が保有する公共建築物のうち60%以上の建築物が30年を超えており、これらの維持更新にも膨大な財源が必要となります。

さらに、産業面を見通すと、本市の基幹産業である自動車産業は100年に1度と言われる大変革期を迎え、異業種を含めた構造転換を迫られるなど新たな局面を迎えています。そのため、これまでと同様の安定した雇用、税収を見込むことが困難な状況になることも想定しておく必要があります。

新型コロナウイルスの感染拡大

令和元年（2019年）12月に中国の武漢で確認された新型コロナウイルス（COVID-19）は、世界全体で感染が拡大し、日本においても大きな影響を及ぼしました。

国では、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、累次にわたる緊急事態宣言を発令するなど、数多くの感染拡大防止策を講じてきましたが、それにより人々の日常生活や経済活動に多くの制限が加えられることとなりました。本市においても、予定していたイベントを中止するとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた市民や事業者を対象とした支援を実施するなど、市政運営の大幅な見直しを実施することとなりました。

新型コロナウイルスについては、感染収束の目途が立つまで引き続き感染状況を注視していく必要がありますが、コロナ禍と言われるこの逆境を改革の好機と捉え、ポストコロナを見据えた新常态（ニューノーマル）に適應できるよう、これまでの前提にとらわれない市政運営を進めていく必要があります。

また、今後も新たな感染症リスクなど、事前に想定しえなかった事態が起こるリスクはあります。そうした際には、その時々^の社会経済情勢に合わせて、適時適切に効果的な施策を実施していく必要があります、社会変動に対して柔軟に対応できる人材の育成や組織体制を構築していく必要があります。

*1 標準的な行政サービスにかかるお金を市税等の収入で賄える割合（指数が1を超えるほど、自主財源の割合が高いことを示す）。

*2 借金の返済等が、市税等の定期的な収入に占める割合（比率が高いほど自由に使えるお金が少ないことを示す）。

自然災害リスク

南海トラフ巨大地震の発生が危惧されています。国の地震調査委員会では今後30年以内に発生する確率を70%~80%としており、発生すれば建物の損壊や土地の液状化など甚大な被害が生じると想定されます。

また、近年、全国各地で大型台風や集中豪雨による風水害・土砂災害が発生しています。幸いにも本市では現状、大きな被害は生じておりませんが、地球温暖化を始めとする気候変動の影響が顕在化する中、本市においても被害が生じる可能性は十分にあり、自然災害リスクは高まっていると言えます。

大規模な災害が発生した場合には、復興・再建のために多額の財政出動が必要となることから、平時から財政調整基金の適切な管理・運用に努めるなど、健全財政の維持に取り組む必要があります。

行政のデジタル化

I C T技術の進展やコロナ禍を背景とした社会ニーズの変化に伴い、社会全体でデジタルトランスフォーメーション（D X）*に向けた動きが活発化しています。とりわけ行政部門では、新型コロナウイルス感染症への対応の中で行政のデジタル化の遅れが明らかになったことを受けて、行政のデジタル化が各自治体において喫緊の課題となっています。

そこで国は、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体で着実に進めるため「自治体デジタルトランスフォーメーション（D X）推進計画」を令和2年12月に策定しました。計画では、「デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させること」や「デジタル技術やA I等の活用により業務効率化を図ること」等を各自治体に求めており、自治体全体として、足並みを揃えて行政のデジタル化に取り組むこととしています。

本市でも「安城市D X推進計画」（令和3年（2021年）5月策定）をもとに、I C Tを活用した各種施策を進めているところですが、引き続き、行政のデジタル化に向けた対応を的確かつ迅速に進めていく必要があります。

* デジタル技術やデータの利活用及びそれに伴う組織、制度の変革が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

(3) 行政改革継続の必要性

社会経済情勢が急速に変化し、今後も先を見通すことが難しい状況の中、あらゆる環境変化に耐えうる持続可能な行財政運営を確立し、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくためには、従来の体制・事業・制度に固執することなく、その時々社会経済情勢を踏まえた最善の手法を常に追求していかなければなりません。

そのためには、職員が行政改革の意義を理解したうえで、本市一丸となって行政改革に取り組むことが必要であり、改革の指針となる行政改革大綱の策定の必要性は依然として高いと考えられます。

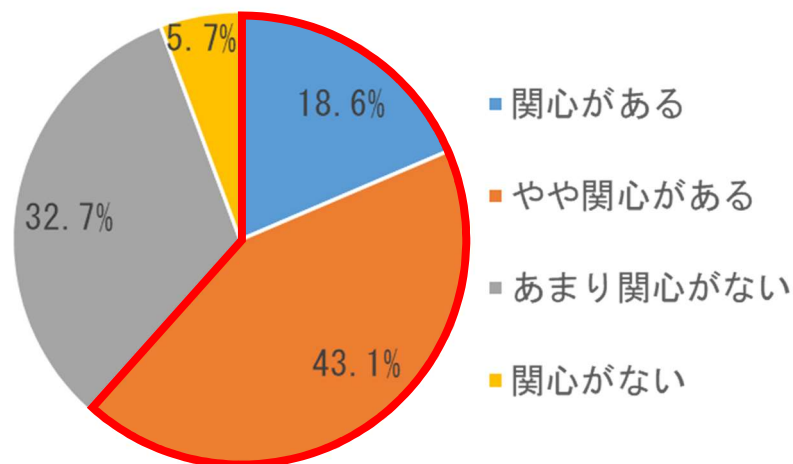
また、令和2年(2020年)9月に実施したeモニターアンケート(インターネットとEメールを利用した登録制のアンケート調査)では、6割以上の回答者が本市の行政改革の取組に関心があると回答しており、市民の関心は高いと考えられます。

そこで、第6次行政改革大綱の終了後も切れ目なく行政改革を強力に推進していくため、第7次行政改革大綱(以下、「本大綱」という。)を策定することとします。

< eモニターアンケート結果 >

- ◆テーマ：行政改革について
- ◆実施期間：令和2年(2020年)9月11日～9月18日
- ◆回答者数：1,234人

(設問) あなたは安城市の行政改革の取組にどの程度関心がありますか。



6割以上の回答者が「関心あり」と回答

2 改革の方針

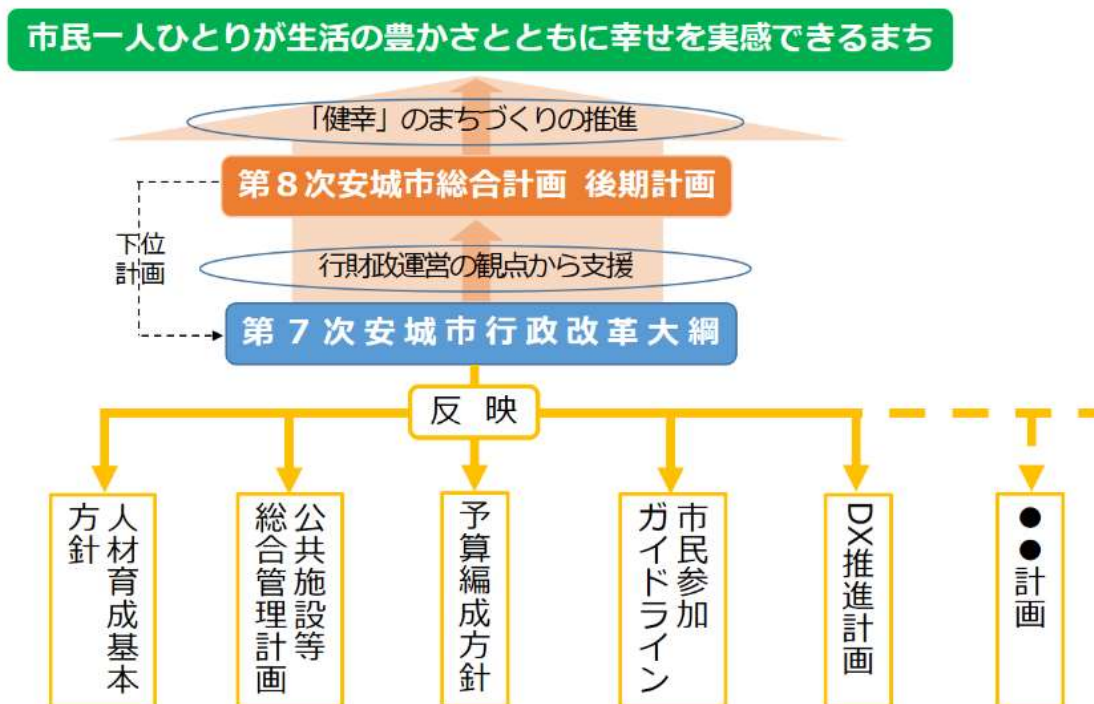
(1) 大綱の位置付け

本大綱は、第8次安城市総合計画（後期計画）（以下、「総合計画」という。）を行財政運営の観点から支援する下位計画と位置付けます。また、本市が策定するその他の計画・方針等については、本大綱を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

総合計画・本大綱・その他の計画・方針等が連携し、本市一丸となって組織横断的に行政改革の取組を推進していきます。

なお、本大綱はSDGs（持続可能な開発目標）*の理念を踏まえた計画となっており、本大綱に基づいた取組を実施することにより、SDGsの実現に寄与します。

【イメージ図】



* 平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年度を年限とする17の国際目標（その下に、169のターゲット、232の指標が決められている）。

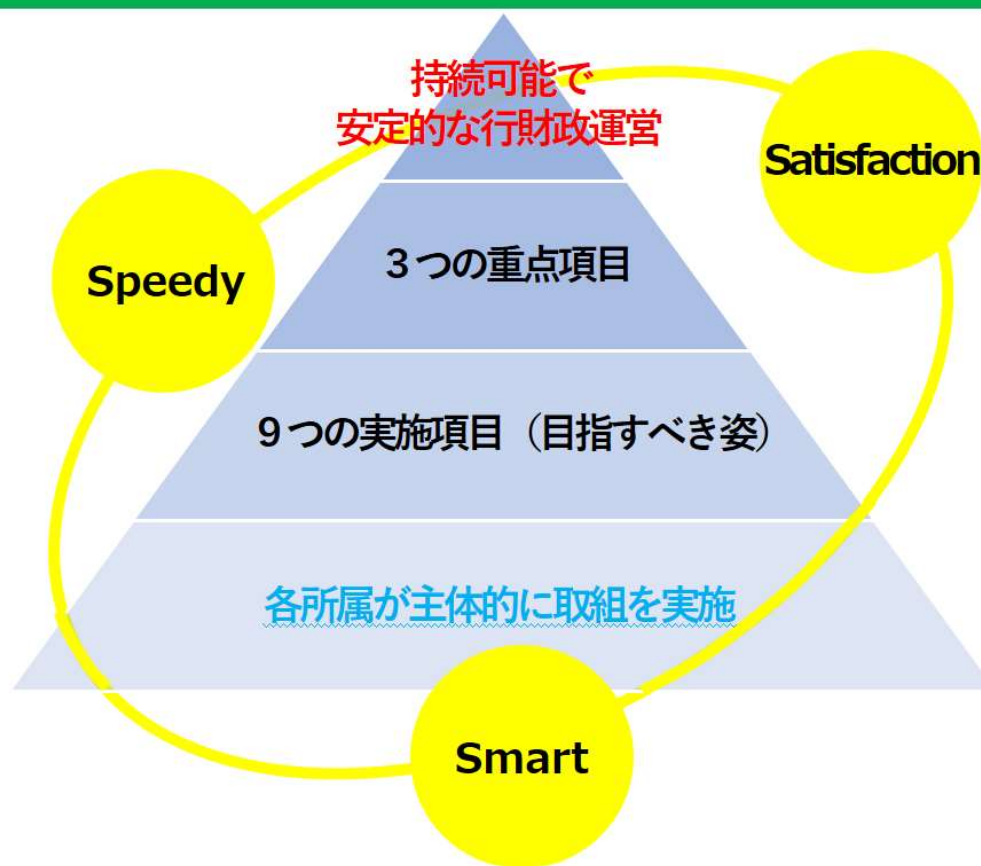
(2) 取組の全体像

行政改革を適切かつ着実に推進するため、取組の「重点項目」を設定するとともに、その下に「実施項目」を設定し、体系的に取組を進めていきます。

併せて、行政改革の取組を推進するにあたって、職員が意識すべき心構えを「取組の視点 (Satisfaction, Speedy, Smart)」として整理し、職員の意識啓発を図ります。

【本大綱の全体像】

市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち



3 改革の取組内容

(1) 取組の視点

効果的・効率的に行政改革の取組を進めていくため、職員は以下の3つの視点を常に意識し、改革に取り組むこととします。

S a t i s f a c t i o n

行政サービスの提供にあたっては、市民の満足度 (satisfaction) を常に意識し、満足度向上に向けた改善を絶えず進めます。また、職員の仕事に対する満足度は、仕事のパフォーマンスに大きく影響することから、職員の満足度 (satisfaction) にも配慮します。

S p e e d y

環境変化が急速なスピードで進んでいる現状を踏まえ、あらゆる政策課題に対し、時機を逸することなく、迅速に (speedy) 対応します。

S m a r t

政策課題に対して、必要な情報を取捨選択し、真に必要となる施策を的確に (smart) 進めます。また、経営資源を効果的・効率的に (smart) 活用し、無駄のない行財政運営を実現します。

(2) 改革の目標

総合計画では、「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」の形成をまちづくりの基本理念と位置付けており、このまちづくりの実現に向けて、現在、各種取組を進めているところです。今後も必要な施策を強力に展開していくためには、健全財政を維持し、あらゆる環境変化に耐えうるような持続可能で安定的な行財政運営を確立していく必要があります。

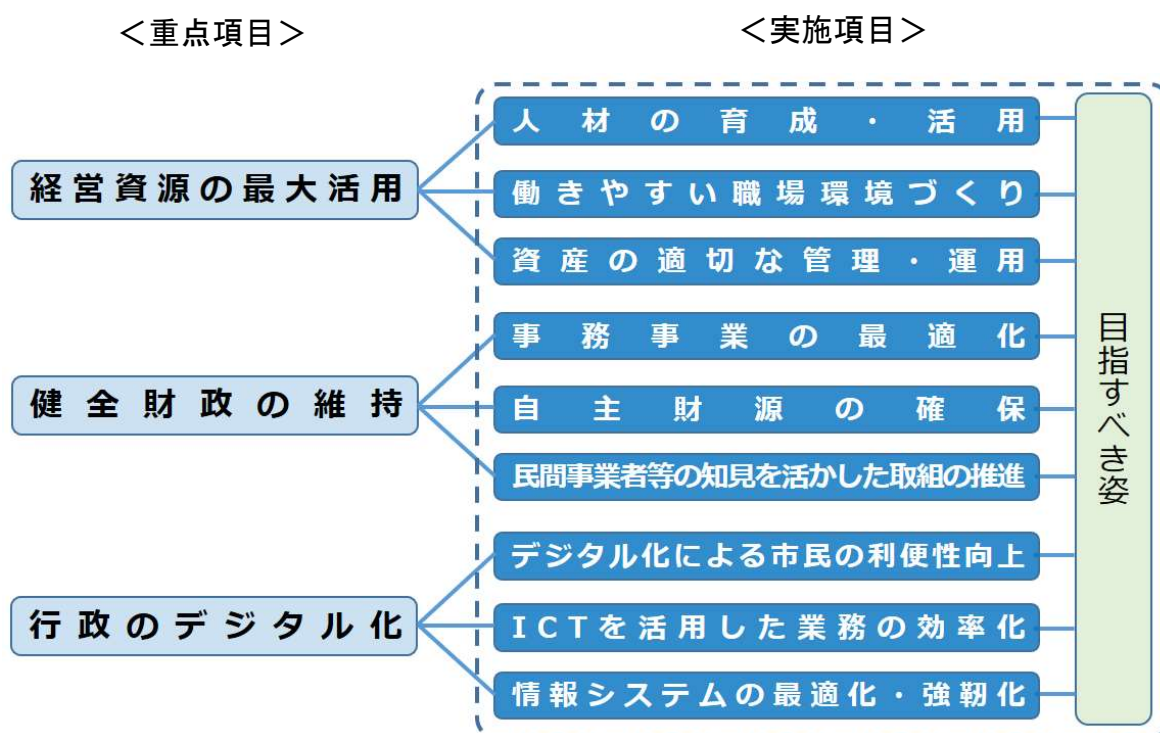
そこで、本大綱では、総合計画を行財政運営の観点から下支えするため、「持続可能で安定的な行財政運営」の実現を目標として掲げます。

(3) 大綱の体系

改革の目標である「持続可能で安定的な行財政運営」の実現に向けて、3つの重点項目を設定するとともに、各重点項目に3つ、合計で9つの実施項目を位置付け、体系的に取り組を進めていきます。

各実施項目には、『目指すべき姿』（本市が5年後（令和8年（2026年）度）に達成しているべき行財政運営の在り方に関する指針）を設定し、各職員は『目指すべき姿』の達成に向けて、自ら考え創意工夫を凝らし、主体的に改革に取り組むこととします。また、本大綱の進捗を適切に管理するため、進捗管理指標及び数値目標を設定します。

【体系図】



(4) 重点項目

経営資源の最大活用

高度化・複雑化する行政課題に迅速かつ的確に対応していくためには、限りある経営資源（人材・資産・財源・情報）を有効活用する必要があります。職員の人材育成や職員の力を最大限発揮できる環境づくり、資産の適正管理等を通じて、質の高い行政サービスの提供を目指します。

《実施項目》

- ①人材の育成・活用
- ②働きやすい職場環境づくり
- ③資産の適切な管理・運用

健全財政の維持

あらゆる環境変化に耐えうる持続可能な行財政運営を確立するためには、健全財政を維持していく必要があります。自主財源の積極的な確保に努めるとともに、行政評価制度を活用した歳出の最適化を図り、財政のさらなる健全化を目指します。また、民間事業者等と適切に連携・協働し、無駄のない効率的な行財政運営を目指します。

《実施項目》

- ④事務事業の最適化
- ⑤自主財源の確保
- ⑥民間事業者等の知見を活かした取組の推進

行政のデジタル化

行政サービスの効率的な提供や市民の利便性向上、職員の事務負担の軽減を実現するためには、ICTの活用をはじめとした行政のデジタル化を進めていく必要があります。手続のオンライン化やAI・RPAの活用等を通じて、「誰もが便利で生活の豊かさを実感できるデジタル市役所」の実現を目指します。

《実施項目》

- ⑦デジタル化による市民の利便性向上
- ⑧ICTを活用した業務の効率化
- ⑨情報システムの最適化・強靱化

(5) 実施項目

① 人材の育成・活用

◆ 目指すべき姿

上司との適切な面談・透明性のある人事評価・効果的な研修制度等を通じて、すべての職員が自身の成長を実感するとともに、自ら学び、課題の解決に向けて挑戦できる人材育成を実現します。また、年齢・性別等に関わりなく、職員を適材適所に配置することで、組織の活性化を実現します。

◆ 進捗管理指標

仕事を通じて成長していると実感する職員の割合：95%以上

② 働きやすい職場環境づくり

◆ 目指すべき姿

勤務時間・休暇取得・執務環境などの就労環境において、職員が不満を感じることなく、職員の能力が最大限発揮できる職場環境を実現します。また、職員提案制度を活用し、職員の先進的な業務改善事例を全庁に展開するとともに、職員の気付き・課題認識に基づく職員からの提案を全庁の業務改善に結び付けます。

◆ 進捗管理指標

1人あたり時間外勤務時間（年間）：令和3年（2021年）度実績から2割削減
職員満足度調査における総合満足度：不満層5%以下

③ 資産の適切な管理・運用

◆ 目指すべき姿

公共施設等の維持管理にあたっては、計画的な予防保全と長寿命化の推進を通じて、安全な施設の利用環境を整備します。また、今後利用見込みのない市有地の適正な処分を推進するとともに、民間活力の導入等を含めた資産の有効活用に取り組みます。

◆ 進捗管理指標

今後利用見込みのない市有地の処分手続件数（累計）：5件

④ 事務事業の最適化

◆ 目指すべき姿

各課は毎年度、事務事業をゼロベースで見直し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう事務事業のスクラップ&ビルドを推進します。また、行政評価（外部評価）の実施により外部の視点を事務事業に反映させ、事業効果を向上させるとともに、業務の棚卸しを実施し、ICTの活用を含めた業務プロセスの効率化・最適化を実現します。

◆ 進捗管理指標

行革効果額*（累計）：20億円

行政評価（外部評価）を実施した事業数（累計）：20事業

⑤ 自主財源の確保

◆ 目指すべき姿

事務事業の推進にあたっては国の補助金・交付金の活用に努めるとともに、市の貯金にあたる財政調整基金をはじめとする各基金を適切に管理していきます。また、自主財源のさらなる安定的な確保に向けて、ふるさと納税を拡充するとともに、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税を活用した事業を実現します。

◆ 進捗管理指標

ふるさと納税（企業版含む）による寄附金額（年間）：3億円

⑥ 民間事業者等の知見を活かした取組の推進

◆ 目指すべき姿

民間事業者等の知識・ノウハウ・資金を行財政運営に積極的に活用するなど、公民連携の推進により、質の高い行政サービスを提供し、地域課題の解決及び地域の活性化を図ります。また、成果連動型民間委託等の新たな民間委託の取組を推進します。

◆ 進捗管理指標

企業や大学等との連携協定締結数（累計）：10件

* 行政改革の取組による歳出削減額（時間外勤務時間減による人件費削減額など）及び自主財源確保額（ふるさと納税による寄附金額や広告収入額など）を積み上げた額。

⑦ デジタル化による市民の利便性向上

◆ 目指すべき姿

行政手続のオンライン化やキャッシュレス決済の導入など、行政のデジタル化による便益を市民が享受できる取組を推進します。また、ほぼすべての市民にマイナンバーカードを交付し、その利活用を通して行政サービスを円滑に提供できる環境を実現します。

◆ 進捗管理指標

オンライン申請ができる手続数：48 手続

⑧ ICT を活用した業務の効率化

◆ 目指すべき姿

AI・RPA等のICTを活用し、職員の作業時間及び人為的ミス的大幅な削減を目指します。併せて、ペーパーレスの推進により紙文化から脱却するとともに、WEB会議やチャット等のツールを活用し、いつでもどこでも滞りなく業務が遂行できる環境を実現します。

◆ 進捗管理指標

ICTの活用により削減された作業時間数（年間）：2,000 時間
コピー枚数（年間）：令和3年（2021年）度実績から5割削減

⑨ 情報システムの最適化・強靱化

◆ 目指すべき姿

国が主導する標準準拠システムへの円滑な移行に向け、関係部署と連携しながらシステム標準化に向けた取組を推進します。また、故障やセキュリティ侵害により市政に影響が生じないように、システムを適切に管理します。

◆ 進捗管理指標

システム標準化：令和7年（2025年）度末までに国が示す17システムを標準化

4 進捗管理

(1) 推進体制

行政改革の取組の推進にあたっては、外部有識者等で構成する附属機関である「行政改革審議会」・各部門の幹部で構成する内部組織である「行政改革推進委員会」のもとで適切に進捗管理していきます。

◆行政改革審議会

社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な市政を推進するために設置する附属機関。「安城市附属機関の設置に関する条例」に基づき、平成26年（2014年）度に設置。

担当事務	委員定数	委員構成
行政改革の推進及び行政評価に関する事項の調査審議	10人以内	学識経験を有する者 公共的団体等を代表する者 市民 その他市長が必要と認める者

（出典：安城市附属機関の設置に関する条例（別表））

◆行政改革推進委員会

副市長をトップとする部長級職員を中心とした内部会議体。地方の時代にふさわしい、持続可能で安定的な行政経営を推進するため、平成23年（2011年）度に設置。所掌事項は①行政組織・機構等、②行政改革大綱の策定、③行政改革大綱の進捗管理及び推進、④その他行政改革の重要事項に関すること。

【推進体制イメージ】

＜安城市役所＞



(2) 進捗管理

本大綱で示している『目指すべき姿』の実現に向けて、各所属が主体的に必要な施策・事業を実施します。

実施した取組については、毎年度「実績報告書」としてとりまとめ、市長・市議会・行政改革審議会・行政改革推進委員会に報告します。そして、報告の際にいただいた意見を踏まえ、行政改革の取組のさらなる充実・スピードアップに繋がっていきます。

なお、取組の成果については、市公式ウェブサイト等を活用し、広く市民に公表していきます。

【PDCAサイクル】



(3) 計画期間

計画期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。ただし、社会経済情勢の変化が急速に進む時代背景と、行政を取り巻く制度改革等に適切に対応していくため、必要に応じて適宜見直しを実施します。

第7次安城市行政改革大綱

令和4年（2022年）●月

《発行》

安城市企画部経営情報課

安城市桜町18番23号

電話 0566-71-2205

F A X 0566-76-1112

e-mail keiei@city.anjo.lg.jp



本市の行政改革の取組は
こちらから